

令和 5 年度

庄原市がんばる農業支援事業 申請期間延長のご案内

～ 農業で所得アップを目指す農家の皆さんを応援します～

○当事業は農業者が農業所得の向上を実現するために、必要な機械・施設等の導入に対し、平成20年度から助成してきました。一般型、認定農業者型ともに令和5年12月28日(木)までの受付としていましたが、申請期間を延長しますのでお知らせします。

農畜産物の販売により、農業所得の向上に取り組んでみようと思われる方は、農業振興課または各支所担当室にお問い合わせください。


■補助対象者

(1) 下記①～③のいずれにも該当する一般農業者または認定農業者（法人は除く）。

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に農地または耕作権を所有する者
- ③市内で農畜産物生産を行う者

(2) 導入した機械・施設により、栽培および製造した農畜産物を販売する農業者（畜産農家が飼料作物を生産する場合は自家消費でよい）。

■補助率等

	一般型	認定農業者型
補助率 及び 金額	○事業費の1/4以内 ○補助金額上限22万5千円 	○補助対象事業費 5万円以上 ○農業経営改善計画に導入計画のある場合 ⇒補助対象事業費の2/5以内 ○農業経営改善計画に導入計画のない場合 ⇒補助対象事業費の1/4以内 ○補助金額上限40万円
受付 期限	○ <u>令和5年2月29日(木)</u> ※ <u>当補助金の予算額が無くなり次第、終了とします。</u>	

【裏面へつづく】

■申請にあたっての注意事項

	一 般 型	認 定 農 業 者 型
	<p>○<u>米の生産に直接必要な機械・施設は、補助対象としません。</u> (補助対象としない機械・施設の例：種子消毒等に係る機械、種蒔機、育苗に関する機械、田植機、トラクター、コンバイン等収穫に係る機械、乾燥調整に係る機械、マニアスプレッター、運搬車)</p> <p>○<u>検討委員会において、事業の適正について検討を行います</u>が、採択されない場合があります。</p>	<p>○認定農業者の方のみ。</p> <p>○<u>米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画(※1)に導入計画のある場合、補助対象とします。</u></p>
注意事項等	<p>※<u>単なる機械・施設等の更新、または汎用機械の導入については対象となりません。</u></p> <p>※<u>毎年度の申請は可能</u>としていますが、<u>1年度につき1回の申請</u>となりますので、ご注意ください。</p> <p>※<u>補助金交付申請書に見積書・カタログ等を添付</u>のうえ、<u>農業振興課</u>または<u>各支所担当室</u>へ提出してください。申請書類は農業振興課および各支所担当室にあります。</p> <p>※<u>予算額が無くなり次第、終了</u>となります。</p>	

(※1)農業経営改善計画：農業者が、農業基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために庄原市に提出する計画のこと。農業経営の現状や5年後の実現を目指す農業経営の改善に関する目標および目標を達成するためにとるべき措置を掲載する。この農業経営改善計画について、庄原市から認定を受けた者が認定農業者となる。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先へお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○庄原市企画振興部農業振興課 TEL : 0824-73-1131 FAX : 0824-72-3322

メール : nougyo@city.shobara.lg.jp

各支所 地域振興室および産業建設室

○西城支所 地域振興室 産業建設係 TEL : 0824-82-2181

○東城支所 産業建設室 産業振興係 TEL : 08477-2-5008

○口和支所 地域振興室 産業建設係 TEL : 0824-87-2113

○高野支所 地域振興室 産業建設係 TEL : 0824-86-2113

○比和支所 地域振興室 産業建設係 TEL : 0824-85-3003

○総領支所 地域振興室 産業建設係 TEL : 0824-88-3065